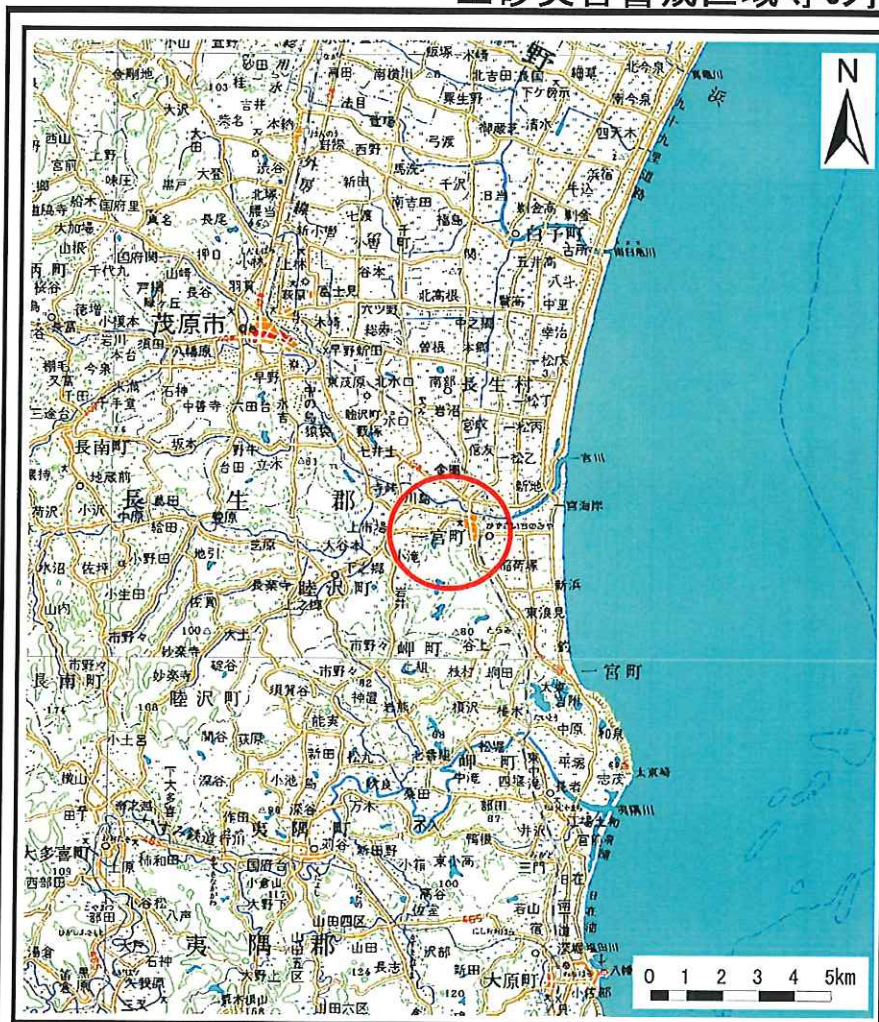
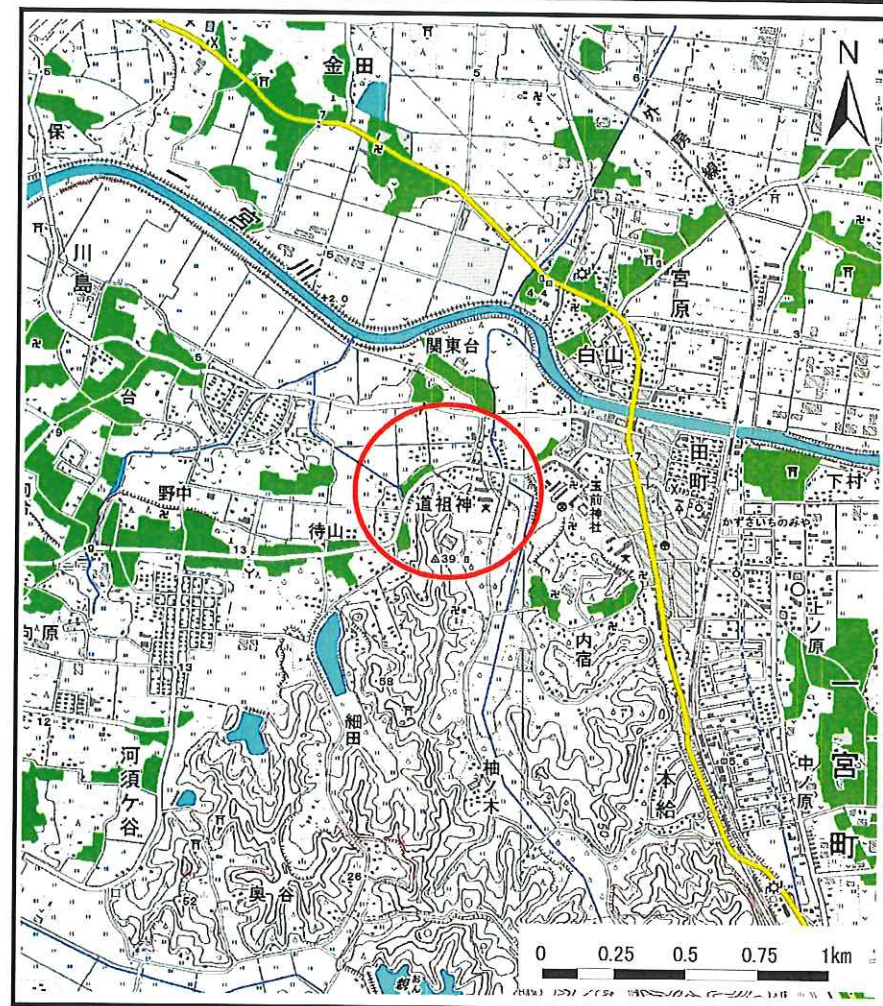


土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書（様式1）



(1/200,000)



(1/25,000)

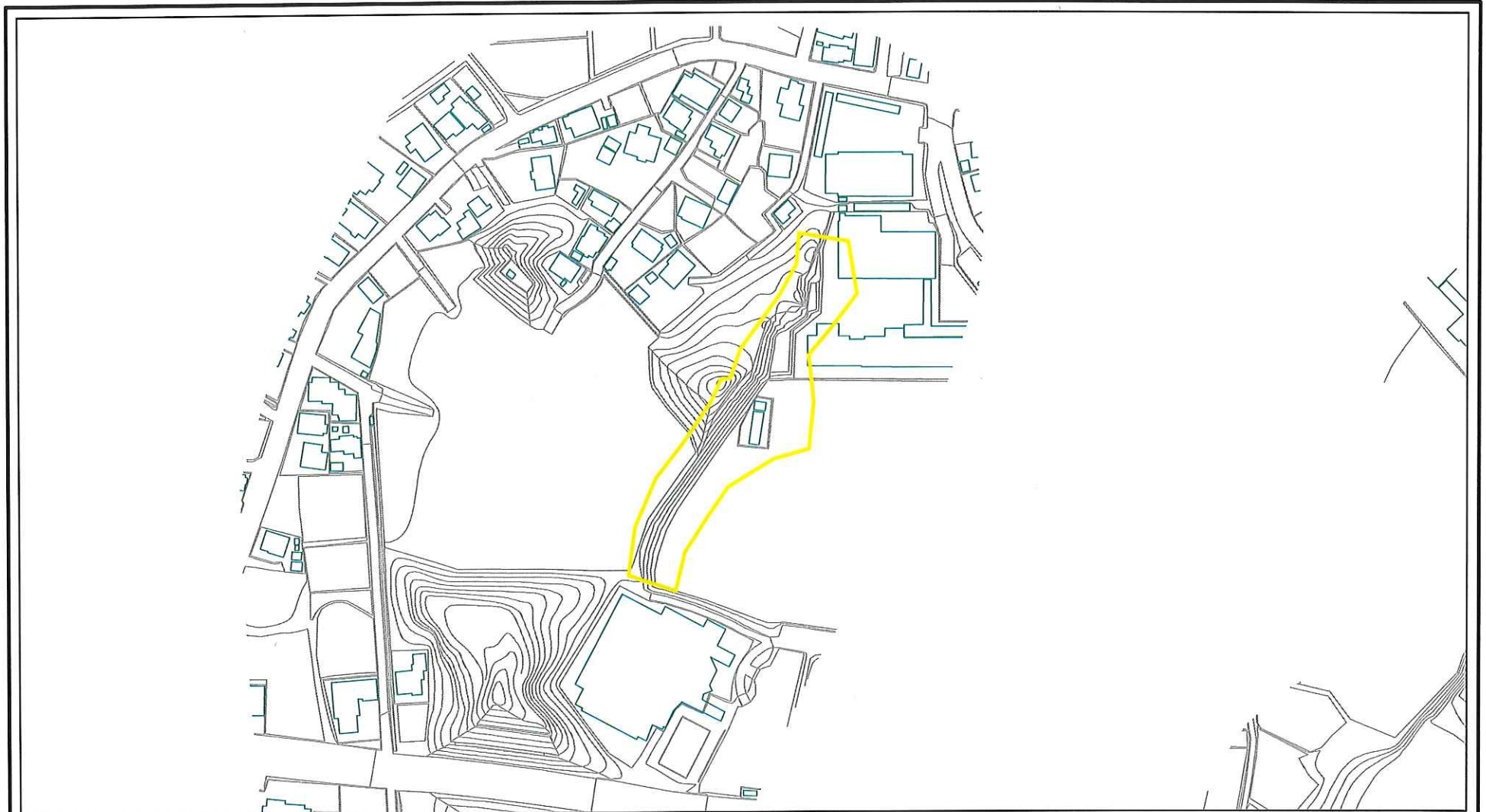
様式-1 (急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-0811
箇所名	一宮37
所在地	長生郡一宮町一宮

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1066号）」

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-0811
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	警戒区域:千歳県告示第209号 特別警戒区域:千歳県告示第220号	箇所名	一宮37
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	令和2年3月31日	所在地	長生郡一宮町一宮
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

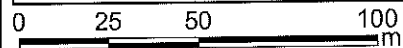
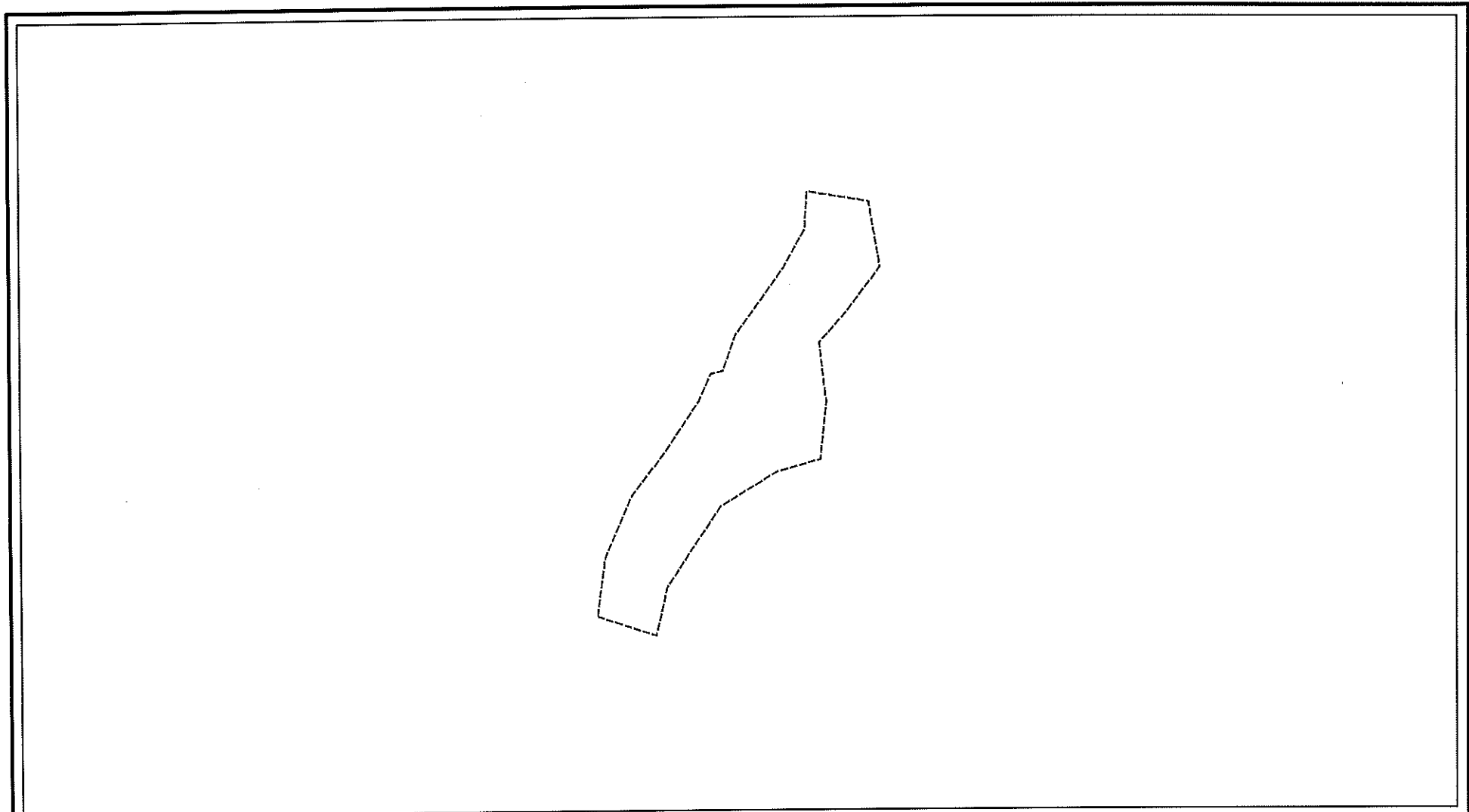
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-0811
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	警戒区域:千葉県告示第209号 特別警戒区域:千葉県告示第220号	箇所名	一宮37
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		告示年月日	令和2年3月31日	所在地	長生郡一宮町一宮	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域				

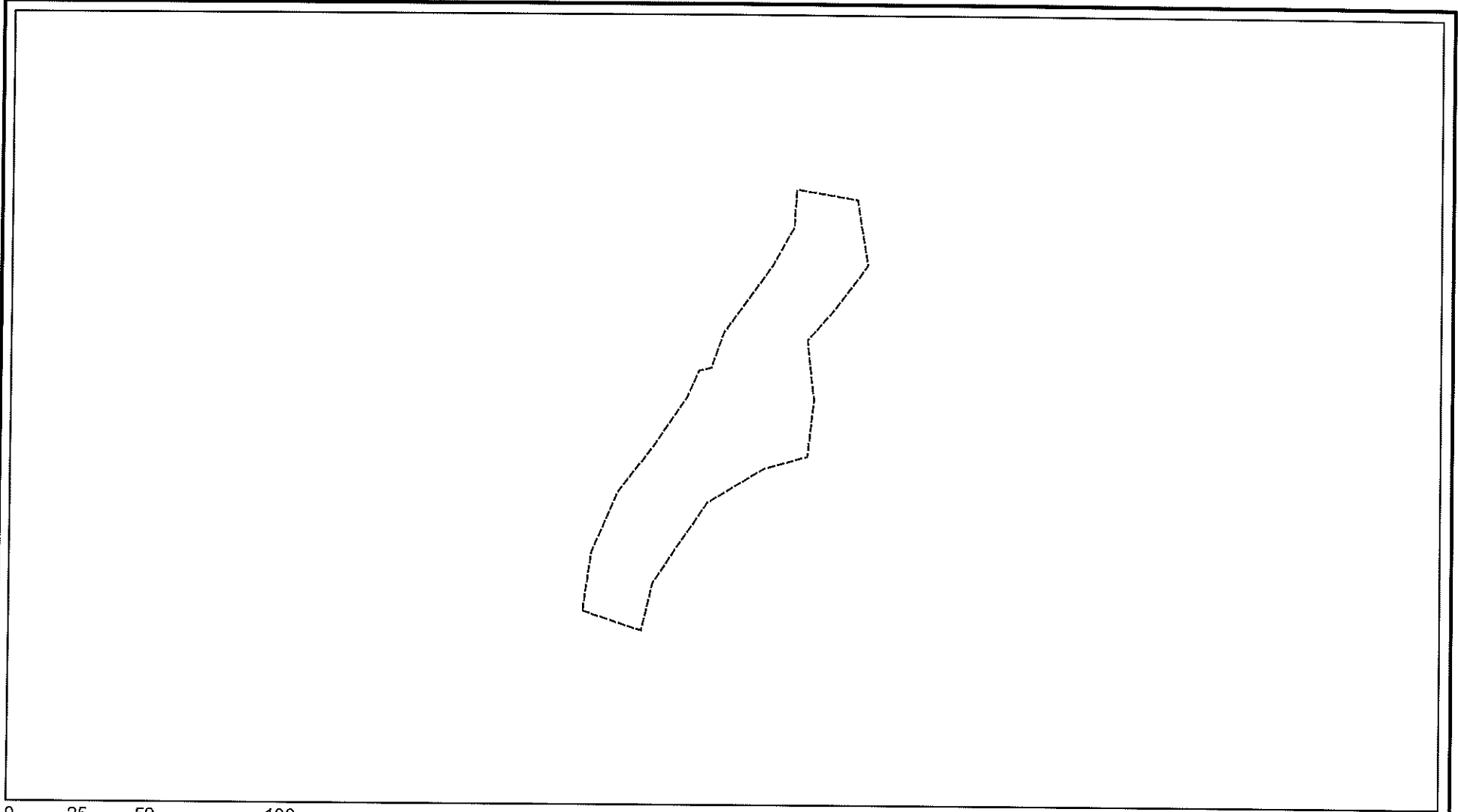
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-0811
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示番号	警戒区域:千葉県告示第200号 特別警戒区域:千葉県告示第220号	箇所名	一宮37
		それ以外の区域		告示年月日	令和2年3月31日	所在地	長生郡一宮町一宮	

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-3)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-0811
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	警戒区域: 千葉県告示第209号 特別警戒区域: 千葉県告示第220号	箇所名	一宮37
		それ以外の区域			告示年月日	令和2年3月31日	所在地	長生郡一宮町一宮

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	-	-	-	-	-	
2 ~ 3	-	-	-	-	-	-	-	
3 ~ 4	-	-	-	-	-	-	-	
4 ~ 5	-	-	-	-	-	-	-	
5 ~ 6	-	-	-	-	-	-	-	
6 ~ 7	-	-	-	-	-	-	-	
7 ~ 8	-	-	-	-	-	-	-	
8 ~ 9	-	-	-	-	-	-	-	
9 ~ 10	-	-	-	-	-	-	-	
10 ~ 11	-	-	-	-	-	-	-	
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-0811
	告示番号	警戒区域：千葉県告示第209号 特別警戒区域：千葉県告示第220号	箇所名	一宮37
	告示年月日	令和2年3月31日	所在地	長生郡一宮町一宮